

件名	公共施設である庁舎内における政党機関紙の勧誘・配達・集金の自粛に関する陳情			
提出者住所氏名	墨田区京島 F			
受理年月日	令和5年8月29日	受理番号	第5号	
<p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 墨田区庁舎管理規則に定められている事項を厳守し、住民の大切な個人情報を預かる執務室内に許可なく立入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われないようにしてください。</li> <li>2 政党機関紙の購読は個人の自由であり、制限されるべきものではありませんが、庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するために、読みたい方は自宅を配達先とする旨を区職員に通達するなどの指導を徹底してください。</li> <li>3 区職員が庁舎内で政党機関紙購読の勧誘を受けたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態が本当でないのかどうかを区職員に寄り添って調査・確認してください。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>近年、全国市区町村の庁舎内で、政党機関紙の勧誘・配達・集金が許可なく行われていることが問題となっており、産経新聞、月刊誌などの各種メディアで報道されています。</p> <p>直近では共同通信が調査した記事が報道され、その実態が報告されていますが、「しんぶん赤旗」等の政党機関紙をこれほど多くの職員が購読している（又は、させられている）ことに驚がくしています。特に、市議に勧誘され、「購読しなければならないというような圧力を感じた」と答えた市職員が7割にも上っている千葉市などの事例は、大変深刻な状況です。</p> <p>庁舎内において、議員による職員に対するパワハラなどはあってはなりません。ところが、全国の複数自治体において、「心理的圧力を感じた」という実情が報じられていることから、墨田区においても、区職員に対する政党機関紙の勧誘・配達・集金行為に関する現状把握とルールを明確にし、庁舎内の政治的中立性を守るとともに、区職員で読みたい方は自宅を配達先にするなど、住民の不安を解消してください。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				